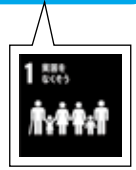


# 令和3年度 国民年金保険料 免除・納付猶予申請の受け付けが始まります

## 国民年金保険料の納付に困ったら

所得が少ないなど、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合、申請手続きをすることで保険料の納付が免除または猶予されます。2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

令和3年度(令和3年7月～令和4年6月分)の申請の受け付けは7月1日からです。



定額保険料 (月額)	令和3年度	令和2年度	令和元年度	将来受け取る 老齢基礎年金額
	1万6,610円	1万6,540円	1万6,410円	
全額免除	0円	0円	0円	全額納めた場合の 8分の4
4分の3免除	4,150円	4,140円	4,100円	全額納めた場合の 8分の5
半額免除	8,310円	8,270円	8,210円	全額納めた場合の 8分の6
4分の1免除	1万2,460円	1万2,410円	1万2,310円	全額納めた場合の 8分の7
納付猶予	0円	0円	0円	年金額に反映されない(※)

平成28年度以降の申請から対象年齢が  
30歳未満から50歳未満に拡大しました。  
(令和12年6月まで)

※ 納付猶予の期間は障害基礎年金や遺族年金の受給資格要件には算入されますが、年金額には反映されません。

## 審査基準

所得審査対象者	免除の種類	所得基準(申請年度の前年所得)
本人・配偶者・世帯主	全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円
	4分の3免除	88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など
	半額免除	128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など
	4分の1免除	168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など
本人・配偶者	納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円

## 追納制度

免除・納付猶予後の保険料は、10年以内であれば後から納めることで、老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることができます。(ただし、3年度以上前の期間をさかのぼって納付する場合、加算金がつきます)

問い合わせ先 ▼ 半田年金事務所 ☎(21) 2322

▼ 住民福祉課医療年金係 ☎(48) 1111 (内1116)

# ふれあいの森早朝開放実施中!

町民の皆さんの健康増進と憩いの場の提供のために、「ふれあいの森早朝開放」を実施しています。早朝の爽やかな空気の中、ウォーキングなどを楽しみませんか。

■実施期間 9月30日(木)まで

■時間 午前6時～午後7時(通常午前9時～午後7時)

※ 体育室、パターゴルフ場の利用は午前9時からです。

※ デイキャンプ場は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間利用を中止しています。

■問い合わせ先 ふれあいの森 ☎(48) 8431

